

# 参 考 資 料

## ○ 神奈川の文化芸術振興の歩みと展開

### 1 先進的な施設整備と多様な文化事業の展開

主な施設の整備と文化事業の取組について、過去の経緯をもとに現在の取組及び今後の展開について概観します。

#### 【～1945（昭和20）年代（戦後復興期）】

##### ○ 神奈川県立金沢文庫の設置（1930（昭和5）年）

金沢文庫は、北条氏の有力な一族であった金沢北条氏が鎌倉時代後半に創設した書庫を起源としている。

その後の荒廃期を経て、伊藤博文による再興、関東大震災による被災の後、1930（昭和5）年に神奈川県立の社会教育機関として再興された。

現在の施設は、文化財保存環境の整備や展示施設の充実を図るため、「文庫ヶ谷<sup>みづ</sup>」と称された現在の地に1990（平成2）年に新築して開館したものである。

新築した建物は、充実した展示室、文化財保護に適した収蔵庫といった博物館としての機能に加えて、大会議室等を有している。

現在、国宝、重要文化財をはじめとする貴重な文化財が最適な環境で収蔵されているほか、中世史を基調としながら、美術・文学・地域史など多岐にわたるテーマの展覧会を開催している。

##### ○ 神奈川県立近代美術館の設置（1951（昭和26）年）

第二次大戦後の混乱と再生の時代に、文化芸術の指針を示す活動の必要性から、日本初の公立近代美術館として鎌倉市雪ノ下、鶴岡八幡宮境内に設置された。（後の鎌倉本館 坂倉準三設計）

開館以来、国内での美術館活動の先導的な役割を担いながら展覧会の開催を主軸として活動を進め、現在に至るまで高い評価を受けている。

展覧会活動及び作品収集活動を支えるための調査研究の分野でも数々の実績を挙げており、また展覧会の開催を通じた美術関係者との親交により、公立美術館の中でも有数のコレクションが形成されている。

1984（昭和59）年には収蔵庫の拡充、常設展示スペースの確保のため鎌倉別館を設置し、前庭に野外彫刻を配置した。

さらに、美術館に対する社会的な要請、増加するコレクションの収蔵の必要性、大型化する展覧会への対処の必要性などに応えるため、新世紀に向けての新たな美術館体制を検討し、2003（平成15）年に葉山館を設置し、美術館が誰にでも親しめ、快適な場所であり続け、何かが発見できる場所であるように、という姿を目指して活動を続けている。

なお、2015（平成27）年度に鎌倉本館を廃止し、葉山館、鎌倉本館、鎌倉別館の3館で担ってきた美術館事業を、葉山館、鎌倉別館の2館で実施するため、鎌倉別館は、2017（平成29）年度から約2年の休館をし、管理・サービス機能を整備する改修工事を実施している。

### ○ 神奈川文化賞の贈呈（1952（昭和27）年～）

神奈川文化賞は、敗戦後の混迷の中で、文化の再建と積極的な文化水準の向上を目指す必要から神奈川県と神奈川新聞社との共同事業として発足した。以後毎年、神奈川の文化の向上発展に尽力し、その功績顕著な個人又は団体に対して「神奈川文化賞」を贈呈している。

また、第50回からは今後の活躍が大いに期待される若い世代を対象とした奨励的な賞として「神奈川文化賞未来賞」を贈呈している。

### ○ 神奈川県立音楽堂の設置（1954（昭和29）年）

日本初の公立の音楽専用ホール。ロンドンのロイヤル・フェスティバル・ホールを範とした音響設計は「東洋一の響き」と称され、世界一流の演奏家によるリサイタル、公演が行われている。

一方で、地域のアマチュア音楽団体との連携で、全国のママさんコーラスの先駆けである「音楽堂おかあさんコーラス」が誕生するなど、地域に根ざした音楽活動の拠点施設ともなっている。

平成20年度には、歴史的建造物として長寿命化を図るための耐震補強工事を実施し、合わせて利用者のアメニティ向上（女性用トイレの増設、空調機能の改良）を行った。

現在、ホールの音響を生かしたクラシックのコンサートホールとして、また神奈川県において盛んな合唱等の音楽活動の支援、発表の場としての取組を行っている。

また、2011（平成23）年度からは、アウトリーチ等により次代を担う子ども・青少年に上質な音楽体験を提供する取組を始めている。

開館後60年を超えた2018（平成30）年度には、施設全体の老朽化対策のために、1年間の休館を伴う大規模な改修工事を実施している。

### ○ 神奈川県立図書館の設置（1954（昭和29）年）・神奈川県立川崎図書館の設置（1958（昭和33）年）

1954（昭和29）年に開館した神奈川県立図書館は、

- ・ 県民の教養、調査研究及びレクリエーションのために効果的かつ積極的に奉仕し、文化の向上に資すること
- ・ 市町村立図書館その他の読書施設を育成し、県内図書館網を組織して各図書館の機能が十分に発揮できるように指導と助言を与え、適切な資料提供を行うこと
- ・ 国際港を持つ本県の特異な立地条件に鑑み、広く世界各国の貿易、産業、観光、移民等の資料を整備して本県産業文化の振興を図ること

を基本方針とし、神奈川県立音楽堂と一体の建物として設置された。（前川國男設計）

また、1958（昭和33）年に京浜工業地帯という立地性を生かしたユニークな工業の専門的図書館として、神奈川県立川崎図書館が開館した。

県立川崎図書館では、自然科学及び工業に関する資料に重点を置いたため、県立川崎図書館の開館後、県立図書館は人文科学、社会科学に重点を置くようになった。

県立川崎図書館は、全国でも珍しい、ものづくり技術を支える機能に特化した「ものづくり情

報ライブラリー」として、2018（平成 30）年 5 月にかながわサイエンスパーク（K S P）に移転・リニューアルオープンした。

県立図書館は、2016（平成 28）年に策定した「県立図書館の再整備に向けた基本的な考え方」に基づき、「価値を創造する図書館」、「魅せる図書館」として再整備を進めており、2022（令和 4）年に新しく「本館」を開館した。

現在両図書館は、「知」を集積し、新たな「知」を育む「価値創造」の場として、神奈川の文化と産業の発展、社会づくりに寄与し、県民に役立つ「知の拠点」として、「調査研究活動」を支援する機能を高めた図書館サービスを基本に活動を展開している。

## 【1955～1965（昭和30～40）年代（高度成長期）】

### ○ 神奈川県立青少年センターホールの設置（1962（昭和37）年）

約1,000席の演劇ホールとして建設された。（前川國男設計）

2005（平成17）年には、歴史的建造物として長寿命化を図り、学校演劇など青少年のサポート活動での利用のしやすさを考慮した工事を行い、ホールの座席幅を広げてアメニティを高め（約800席となる）、楽屋、練習室等を整備し、リニューアルオープンした。

青少年芸術劇場や古典芸能鑑賞教室（歌舞伎・文楽）などを実施しており、青少年をはじめとする県民が舞台芸術を鑑賞する場となっている。

長年、青少年の演劇振興に力を注いでおり、青少年の舞台芸術活動を支援するため学校教育の中で行われる取組と連携するなどして、青少年の演劇、ダンス、人形劇などの活動の発表の場として活用されており、青少年の舞台芸術の拠点となっている。

### ○ 文化芸術団体への支援

県内で活動する非営利の文化芸術団体の事業に対し、自主的な文化芸術活動の活性化及び文化芸術の振興を図るため、1963（昭和 38）年から補助制度を開始している。1995（平成 7）年度からは公募方式とし、外部有識者の審査により対象事業を選考する、公平で開かれた助成システムとなっている。

県内で実施され、県が支援する活動としてふさわしい事業で、広く県民を対象に行う文化芸術に関する公演、展示、コンクール、ワークショップ、交流事業等を補助対象とし、音楽、演劇、伝統芸能など、様々な団体の事業を支援しており、団体への支援によって神奈川の文化芸術の振興が図られている。

### ○ 神奈川県美術展の開催（1965（昭和 40）年～）

第一線の美術作家が多数活躍している神奈川にふさわしい、神奈川を代表する総合美術展の必要性から始まり、県内の作家に作品発表の機会を提供するとともに、県民に優れた美術作品を展示公開してきた。県内最大規模の公募美術展であり、歴史と実績のある美術展として入賞を契機に芸術家として活躍の場が広がる例も多く、新進芸術家の登竜門として高く評価されている。

第9回までは県立近代美術館や県立博物館を会場に、第10回からは県立県民ホールギャラリーに統合して開催され、第52回（2016（平成28）年度）からは応募資格を拡大し、全国どなたでも応募できる公募展とした。

また、2014（平成26）年度には、県美展50周年を記念として、県内在住又は在学の中高生を対象とした「神奈川県美術展中高生特別企画展」を開始し、それ以降継続して開催している。

#### ○ 神奈川県立博物館の設置（1967（昭和42）年）

旧横浜正金銀行本店（国の重要文化財、史跡）の建物を改修し、神奈川の自然と文化を紹介する総合博物館として設置された。日本の総合博物館として先駆的な存在である。

その後、再編整備を行い、1995（平成7）年に自然系と人文系に分離・分館し、自然系博物館は小田原市に神奈川県立生命の星・地球博物館として設置され、展示をはじめ、自然に関する調査・研究、資料の収集・保管、これらを生かした講座や学習支援活動を行っている。

人文系博物館は神奈川県立歴史博物館として元の建物で再スタートした。文化の視点からの未来の探求、考古・歴史・美術・民俗等を統合化した新しい文化史の創造、神奈川のアイデンティティの探求、神奈川の文化と内外の文化との交流や相互関係の探求、文化的意義のある資料の集積と後世への継承等をその意義として掲げ、調査・研究活動、資料収集、展示、教育普及、学習支援活動等に取り組んでいる。

#### 【1975～1985（昭和50～60）年代（安定成長期）】

#### ○ 神奈川県民ホールの設置（1975（昭和50）年）

東京への一極集中や公害等、極度の経済成長による歪みが社会問題となって表出してきたころ、他都市に先駆け、様々な用途に活用できる収容力の大きな施設（大ホール約2,500人収容）として設置された。大ホールのほかにパイプオルガンを備えた小ホール、ギャラリーがあり、文化活動の一大拠点として発展してきた。

オペラ、バレエ、オーケストラ公演など、海外の記念碑的な公演や、流行の新鮮なアーティストによるポピュラー音楽の公演を行う一方で、地域で活動するオーケストラ等の定期公演の会場として、各団体の活動を支えるとともに、オペラの共同制作や現代音楽の演奏会を行うなど、魅力的なコンテンツを提供してきた。美術の分野では、版画、彫刻をはじめ現代作家の活動を積極的に紹介し、時代をリードしてきた。

現在も、現代の多様な表現芸術を紹介する事業に取り組んでいる。

施設改修については、2013（平成25）年12月から2014（平成26）年9月には、耐震補強と屋上等防水・外壁及びエレベーターの工事を実施し、2017（平成29）年7月から2018（平成30）年にかけて、受変電設備改修工事及び大ホール舞台機構改修工事を実施した。

#### ○ 教育委員会から知事部局へ文化行政事業の移管（1977（昭和52）年～）

県の機構改革により知事部局に県民部が新設され、1977（昭和52）年5月に文化室が誕生し、

今まで教育委員会が掌握していた芸術文化の振興に関する事務の多くが移管された。なお、生涯学習や博物館法、文化財保護法等の法律に基づく事業については、従来どおり教育委員会が実施している。

#### ○ 神奈川フィルハーモニー管弦楽団への支援(1979(昭和54)年～)

1970(昭和45)年に県内在住のプロの若手演奏家が、自分たちのまちに自分たちのオーケストラをという目的で管弦楽団を創立し、1978(昭和53)年に財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団となった。

県では、神奈川を活動の場とするプロのオーケストラが誕生した意義を踏まえ、「神奈川の文化のシンボル」として育成するために、1979(昭和54)年度以降、運営費の一部を補助してきた。1992(平成4)年には、楽団の練習場所としてかながわアートホールを設置している。

2011(平成23)年には、公益財団法人への移行に向けて「神奈フィル ブルーダル基金」を設置し、県知事を団長とし、行政、企業、県内文化人等による「がんばれ!神奈フィル応援団」を結成し、支援を呼びかけるとともに、県・市町村からマッチング方式による支援を行った。

(2014(平成26)年4月 公益財団法人)

今後も、地域に根ざしたコミュニティオーケストラとして、県内全自治体による支援の拡大を図る方向に向けて取り組んでいく。

#### ○ 神奈川近代文学館の設置(1984(昭和59)年)

博物館機能、専門図書館機能、イベントホール機能の3つの機能を併せ持つ国内屈指の総合文学館として設置された。

現在、文学関係者との連携を密にし、文学資料や情報の収集を行い、希少資料を数多く有する近代文学の資料館として内外から高い評価を得ている。また、専門人材による展示の企画やそれに合わせた講演会等のイベントなど充実した事業を実施し、利用者に対して継続的かつ専門的な行き届いたサービスを行っており、広範な文学の普及活動に取り組んでいる。

#### ○ 市町村における文化施設の設置(1975(昭和50)年～)

県が文化施設の建設促進のため1979(昭和54)年度から補助を行ったこともあり、この時期に市町村立の文化施設の整備が進んだ。2021(令和3)年度の「公共施設状況調査」によれば、県内の市町村立の公会堂・市民会館は180箇所となっているが、1988(昭和63)年度末にはうち39箇所が設置されている。

平成以降は、鎌倉芸術館、横須賀芸術劇場、横浜みなとみらいホール、横浜能楽堂、ミュージアム川崎、大和市文化創造拠点(シリウス)、小田原市民ホール(小田原三の丸ホール)、平塚文化芸術ホール(ひらしん平塚文化芸術ホール)など、音楽専用ホールをはじめとする大規模複合施設の設置がみられる。

## 【1989（平成元）年～】

### ○ 神奈川芸術劇場（K A A T）の設置（2011（平成 23）年）

神奈川発の舞台芸術作品を創造発信する「創造型劇場」として、神奈川芸術劇場（K A A T）を開設した。

「創造型劇場」とは、自ら芸術を創造する運営体制とそれを支える舞台や稽古場等の設備を持ち、自主的な事業を行うことに重点を置いた施設であり、「モノをつくる」（芸術の創造）、「人をつくる」（人材の育成）、「まちをつくる」（賑わいの創出）ことが施設機能の特徴となっている。

現在、芸術監督の指導の下、演劇・舞踊等の創作・上演のほか、集客力のあるロングラン公演の誘致、国際交流事業「横浜国際舞台芸術ミーティング（Y P A M）」（旧 T P A M）、次世代の観客を育成する子ども向け企画、県内外の公共劇場とのネットワークを生かした多様な公演の展開、公演と連携したワークショップや講座の実施等を推進している。

### ○ 「マグカル」…文化芸術によるまちの賑わいづくりの推進（2012（平成 24）年～）

2012（平成 24）年度から、文化芸術の持つ「人を引きつける力」を活用してまちの賑わいを創出する「マグネット・カルチャー」を開始している。

これは、県内に豊富にあるハード、ソフトの文化資源を観光スポット、商店街などと連携させて神奈川の魅力を高め、地域を活性化させる取組である。

現在、ポータルサイトと SNS によるワンストップ・リアルタイムのイベント情報・地域情報の発信（マグカル・ドット・ネット）、街中のにぎわいを演出するイベントの開催（県庁前の日本大通りを活用し、アーティストなどに発表の場を提供する「マグカル開放区」、青少年センタースタジオ HIKARI 等における若者のための演劇発表等の場である「マグカル・シアター」の開催）、ベトナムなどアジア地域を中心とした国際文化交流、文化芸術の面から共生社会の実現や未病改善などを後押しする「共生共創事業」や「県営団地におけるシニア合唱」、民間団体が行う文化芸術活動を支援する「マグカル展開促進補助金」等の事業を行っている。

## 2 文化施設の運営主体をめぐる動き

### (1) 財団法人の設立

文化芸術団体への支援とともに、より効果的な施設運営を目指して、財団法人を設立している。

#### ア 財団法人神奈川文学振興会（現 公益財団法人神奈川文学振興会）の設立

この法人は、神奈川近代文学館の設立に当たり 1982（昭和 57）年に発足した。文学関係者を核とする法人設立の目的は、文学者が自ら運営に参画することで、その知識や人的ネットワークを活用して広く文学資料の寄贈による収集を促進し、文学館をより効果的に運営して、文学愛好家はもとより広く県民にまで利用され、親しまれる施設とするためである。

役員には作家、文芸評論家、研究者等が就任し、近代文学館の運営にあたっており、県ゆかりの作家やその遺族、収集家から資料の寄贈を受け、希少資料や作家旧蔵図書、肉筆資料

を数多く有する全国有数の文学館としての評価を確立している。

#### イ 財団法人神奈川芸術文化財団（現 公益財団法人神奈川芸術文化財団）の設立

この法人は、1993（平成5）年に発足した。

設立の経緯は、1975（昭和50）年代から1985（昭和60）年代にかけて、県内市町村で文化会館、市民会館等の多目的ホールの整備が進み、平成に入ってから人口が多い横浜、川崎、横須賀地域に音楽専用ホールを含む大規模ホールが整備され、施設面や専門性での優位性が失われ始めた中で、専門的な人材の確保、資金調達が多様化、弾力的な運営の可能な財団法人による運営を行い、神奈川から新たな文化芸術を創造・発信することを企図したためである。

法人には、専門的人材として芸術総監督を置き、邦人作曲家のオペラ制作を開始するなど、クラシック音楽、演劇・舞踊、美術等の分野で、神奈川独自の地域性、発信力と国際的視点を備えた質の高い芸術作品の鑑賞機会を提供してきた。

2011（平成23）年に神奈川芸術劇場（K A A T）が開館してからは、芸術劇場にも芸術監督を置き、演劇、ミュージカル、舞踊の制作のほか、国内外の舞台芸術作品の招聘や共同制作にも取り組んでいる。さらに、これまで法人が培ってきた制作や劇場運営のノウハウを生かし、インターンシップの受け入れやワークショップ等を行い、次世代の人材育成にも取り組んでいる。

2021（令和3）年には「社会連携ポータル部門」を設置し、あらゆる人々が芸術文化に親しめることを目指すインクルーシブアプローチ、専門人材育成プログラム等を通して、社会と芸術をつなぐ窓口としての機能を果たすための事業にも取り組んでいる。

また、県の文化施策に応じて、共生共創事業や国際交流の事業を受託して実施するなど、県の文化行政の一翼を担っている。

#### (2) 指定管理者制度の導入（2006（平成18）年～）

指定管理者制度は、国や地方自治体の「官から民へ」の大きな流れの中で、公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を効果的に達成するために2003（平成15）年に創設された。

県立文化施設においても、2006（平成18）年から一部の施設において指定管理者制度が導入された。

### 3 文化芸術振興に係る基本理念の浸透を図る体制づくり

文化芸術の振興施策については、従来から総合計画に位置付けて推進を図ってきたが、文化芸術振興の重要性を踏まえ、県の取組の考え方や施策の方向を県民に示す必要があった。2001（平成13）年には文化芸術振興基本法の施行によって地方自治体の責務が明確化され、2004（平成16）年にながわ文化芸術振興指針を策定した。



その後、文化芸術の振興に対する県民のニーズの高まりを受け、文化振興の政策条例として 2008（平成 20）年 7 月に神奈川県文化芸術振興条例を制定し、文化芸術の振興に関し基本となる事項を定め、県民の文化芸術活動の一層の充実と、文化資源を活用した地域づくりを進めることとなった。

この条例第 4 条に基づき、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのかながわ文化芸術振興計画を 2009（平成 21）年 3 月に策定し、その後、2014（平成 26）年 3 月及び 2019（平成 31）年 3 月に改正を行い、2023（令和 5）年度までを計画期間として事業を進めてきた。

○ 「国民生活に関する世論調査」（令和4年10月内閣府実施）

「これからは心の豊かさか、まだ物の豊かさか」

	該当者数 【人】	心の豊かさやゆ とりのある生活 (小計) 【%】	1. 心の豊かさ やゆとりのある 生活 【%】	2. どちらかと いえば心の豊か さやゆとりのお る生活 【%】	物質的な面で生 活を豊かにする (小計) 【%】	3. どちらかと いえば物質的な 面で生活を豊か にする 【%】	4. 物質的な面 で生活を豊かに する 【%】	無回答 【%】
総数	1,888	51.7	8.5	43.2	46.9	31.8	15.1	1.4
〔性〕								
男性	862	48.7	9.3	39.4	50.2	33.4	16.8	1.0
女性	1,026	54.2	7.8	46.4	44.2	30.5	13.6	1.7
〔年齢〕								
18～29歳	184	43.5	7.6	35.9	56.0	35.9	20.1	0.5
うち20～29歳	144	40.3	5.6	34.7	59.0	35.4	23.6	0.7
30～39歳	212	48.6	5.7	42.9	50.9	31.6	19.3	0.5
40～49歳	285	46.7	7.7	38.9	52.6	35.8	16.8	0.7
50～59歳	310	47.7	5.8	41.9	51.3	37.1	14.2	1.0
60～69歳	336	55.1	8.6	46.4	44.0	31.3	12.8	0.9
70歳以上	561	58.3	11.6	46.7	38.9	26.0	12.8	2.9

「収入と自由時間についての考え方」

	該当者数 【人】	自由時間をも っと増やしたい (小計) 【%】	1. 自由時間を もっと増やした い 【%】	2. どちらかと いえば自由時間 をもっと増やし たい 【%】	収入をもっと増 やしたい(小 計) 【%】	3. どちらかと いえば収入を もっと増やした い 【%】	4. 収入をも っと増やしたい 【%】	無回答 【%】
総数	1,888	41.9	13.6	28.3	53.7	41.6	12.1	4.3
〔性〕								
男性	862	42.8	15.4	27.4	54.2	40.0	14.2	3.0
女性	1,026	41.2	12.1	29.1	53.3	43.0	10.3	5.5
〔年齢〕								
18～29歳	184	47.3	26.6	20.7	52.7	39.7	13.0	-
うち20～29歳	144	45.8	26.4	19.4	54.2	41.0	13.2	-
30～39歳	212	40.6	18.9	21.7	59.0	42.9	16.0	0.5
40～49歳	285	43.2	15.4	27.7	56.5	41.4	15.1	0.4
50～59歳	310	44.8	13.5	31.3	54.5	43.9	10.6	0.6
60～69歳	336	44.9	9.8	35.1	52.7	44.0	8.6	2.4
70歳以上	561	36.7	8.7	28.0	50.8	39.2	11.6	12.5

国民生活に関する世論調査

調査対象 全国18歳以上の日本国籍を有する者 3,000人 層化2段無作為抽出法  
 調査時期 令和4年10月13日～11月20日  
 調査方法 郵送法  
 有効回収数(率) 1,888人(62.9%)

○ 本県の令和5年度学校基本調査

学校数・在学者数・教職員数の状況

令和5年5月1日現在

区分	幼稚園	幼保連携型認定こども園	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	専修学校	各種学校	高等学校通信制(外数)	
学校数	計	608	168	881	471	5	228	4	53	106	12	7
	国立	-	-	2	2	-	-	-	2	-	-	-
	公立	34	13	847	406	5	149	2	49	5	-	2
	私立	574	155	32	63	-	79	2	2	101	12	5
在学者数	計	82,796	24,555	439,962	223,823	2,588	191,661	4,181	8,357	25,810	3,568	5,428
	国立	-	-	1,251	788	-	-	-	114	-	-	-
	公立	1,257	1,369	428,446	197,936	2,588	121,963	1,880	8,110	1,130	-	3,941
	私立	81,539	23,186	10,265	25,099	-	69,698	2,301	133	24,680	3,568	1,487
(本務者) 教員数	計	7,369	3,649	26,752	14,849	215	12,848	276	4,880	1,505	409	139
	国立	-	-	53	44	-	-	-	63	-	-	-
	公立	162	230	25,971	13,272	215	9,074	125	4,753	87	-	75
	私立	7,207	3,419	728	1,533	-	3,774	151	64	1,418	409	64
(本務者) 職員数	計	1,272	715	3,193	1,170	20	1,821	52	401	626	134	21
	国立	-	-	24	9	-	-	-	15	-	-	-
	公立	14	28	3,035	938	20	1,176	15	379	19	-	4
	私立	1,258	687	134	223	-	645	37	7	607	134	17

1 高等学校通信制は、公立は全日制・定時制との併置校1校、通信制のみの独立校1校、私立は全日制との併置校1校、通信制のみの独立校4校である。

2 幼保連携型認定こども園の教員数には「教育・保育職員数」、職員数には「その他の職員数」を掲載している。

令和5年度 学校基本調査  
 調査対象 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（短期大学を含む）、高等専門学校、専修学校及び各種学校  
 調査期日 令和5年5月1日現在

○ 本県の年齢（各歳・5歳階級）別、男女別人口（神奈川県年齢別人口統計調査）

（単位：人）令和5年1月1日現在

年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女
総数	9,227,901	4,574,834	4,653,067				
0～4	310,632	158,924	151,708	50～54	764,162	390,330	373,832
0	58,580	29,775	28,805	50	157,454	79,701	77,753
1	61,193	31,378	29,815	51	156,015	79,086	76,929
2	61,023	31,251	29,772	52	154,032	78,781	75,251
3	63,662	32,702	30,960	53	149,578	76,803	72,775
4	66,174	33,818	32,356	54	147,083	75,959	71,124
5～9	355,954	182,444	173,510	55～59	639,903	330,978	308,925
5	67,512	34,511	33,001	55	150,932	77,990	72,942
6	70,133	35,873	34,260	56	107,909	55,765	52,144
7	72,537	37,166	35,371	57	137,607	71,284	66,323
8	72,177	37,054	35,123	58	125,183	64,717	60,466
9	73,595	37,840	35,755	59	118,272	61,222	57,050
10～14	380,892	194,956	185,936	60～64	514,826	262,826	252,000
10	74,638	38,196	36,442	60	110,984	57,191	53,793
11	74,911	38,377	36,534	61	105,293	53,987	51,306
12	76,788	39,292	37,496	62	102,311	51,832	50,479
13	76,694	39,120	37,574	63	98,890	50,694	48,196
14	77,861	39,971	37,890	64	97,348	49,122	48,226
15～19	397,072	204,198	192,874	65～69	462,767	228,548	234,219
15	78,227	40,352	37,875	65	89,664	44,854	44,810
16	78,423	40,428	37,995	66	91,251	45,624	45,627
17	75,447	38,510	36,937	67	93,635	46,288	47,347
18	80,345	41,323	39,022	68	92,974	45,734	47,240
19	84,630	43,585	41,045	69	95,243	46,048	49,195
20～24	494,146	251,989	242,157	70～74	583,758	276,418	307,340
20	88,011	44,879	43,132	70	103,076	49,758	53,318
21	96,750	49,657	47,093	71	106,979	51,418	55,561
22	100,873	51,268	49,605	72	114,822	54,623	60,199
23	102,962	52,114	50,848	73	131,360	61,527	69,833
24	105,550	54,071	51,479	74	127,521	59,092	68,429
25～29	498,239	257,134	241,105	75～79	484,395	218,611	265,784
25	102,522	52,760	49,762	75	126,806	58,534	68,272
26	101,421	52,441	48,980	76	87,282	39,991	47,291
27	98,473	50,968	47,505	77	77,587	34,963	42,624
28	100,473	51,694	48,779	78	94,484	41,886	52,598
29	95,350	49,271	46,079	79	98,236	43,237	54,999
30～34	483,002	248,927	234,075	80～84	389,248	166,876	222,372
30	95,415	49,162	46,253	80	92,245	40,411	51,834
31	96,142	49,678	46,464	81	90,132	38,802	51,330
32	95,306	49,233	46,073	82	79,628	33,929	45,699
33	95,382	49,086	46,296	83	66,384	28,120	38,264
34	100,757	51,768	48,989	84	60,859	25,614	35,245
35～39	533,424	274,557	258,867	85～89	252,310	96,422	155,888
35	99,990	51,564	48,426	85	63,140	25,660	37,480
36	102,278	52,901	49,377	86	55,639	21,914	33,725
37	106,626	54,638	51,988	87	52,727	20,160	32,567
38	110,982	57,175	53,807	88	42,342	15,335	27,007
39	113,548	58,279	55,269	89	38,462	13,353	25,109
40～44	596,485	305,310	291,175	90～94	117,642	35,269	82,373
40	113,076	58,281	54,795	90	33,385	11,064	22,321
41	114,895	58,726	56,169	91	27,669	8,524	19,145
42	117,735	59,886	57,849	92	22,704	6,710	15,994
43	123,107	63,274	59,833	93	18,519	5,105	13,414
44	127,672	65,143	62,529	94	15,365	3,866	11,499
45～49	718,800	367,079	351,721	95～99	31,140	6,789	24,351
45	131,145	67,176	63,969	95	10,679	2,582	8,097
46	136,548	69,857	66,691	96	7,812	1,856	5,956
47	140,601	71,672	68,929	97	5,969	1,202	4,767
48	151,621	77,547	74,074	98	3,976	684	3,292
49	158,885	80,827	78,058	99	2,704	465	2,239
				100以上	5,034	689	4,345
				年齢不詳	214,070	115,560	98,510

○ 令和3年「社会生活基本調査」都道府県、趣味・娯楽の種類別行動者率（10歳以上）

(%)

都道府県	サンプルサイズ	推定人口 (千人)	総数	スポーツ観 覧・観戦 (テレビ・ スマート フォン・パ ソコンなど は除く)	美術鑑賞 (テレビ・ スマート フォン・パ ソコンなど は除く)	演芸・演 劇・舞踊鑑 賞(テレ ビ・スマ ートフォン・ パソコンな どは除く)	映画館での 映画鑑賞	映画館以外 での映画鑑 賞(テレ ビ・DVD・ パソコンな ど)	コンサート などによる クラシック 音楽鑑賞	コンサート などによる ポピュラー 音楽・歌謡 曲鑑賞	CD・ス マートフォ ンなどによ る音楽鑑賞	楽器の演奏	邦楽(民 謡、日本古 来の音楽を 含む)
全国	171,360	112,462	86.3	14.5	11.4	6.7	29.8	52.7	3.9	5.9	53.5	10.2	3.0
北海道	5,175	4,614	85.4	15.5	8.8	4.6	23.3	51.7	3.9	5.6	51.9	9.5	2.7
青森県	3,243	1,090	78.6	11.9	8.4	3.2	21.1	43.5	1.9	3.4	43.4	5.5	2.7
岩手県	3,418	1,075	82.9	13.2	8.9	4.5	19.2	45.1	3.8	4.5	46.0	7.1	2.7
宮城県	3,399	2,065	87.0	19.2	9.2	6.4	29.0	51.6	3.8	5.5	54.1	9.8	2.9
秋田県	3,515	849	82.1	15.0	9.0	4.4	21.9	46.6	3.3	3.6	45.1	6.9	2.5
山形県	3,665	944	82.4	13.1	10.9	4.5	27.1	46.2	4.1	4.3	45.0	7.5	2.9
福島県	3,601	1,632	81.5	11.2	9.8	3.5	21.2	46.7	2.5	3.5	47.7	7.3	2.7
茨城県	3,451	2,572	85.3	12.1	8.5	3.8	28.6	50.2	2.9	3.1	50.3	8.5	2.4
栃木県	3,523	1,730	83.9	13.4	7.1	3.9	25.9	47.7	2.7	3.9	48.9	8.5	2.1
群馬県	3,587	1,724	85.2	11.6	8.7	4.2	27.9	51.0	4.0	4.5	52.0	8.7	2.4
埼玉県	6,153	6,622	88.4	14.7	9.4	7.6	32.8	55.6	4.2	6.4	56.3	11.2	2.9
千葉県	4,670	5,670	87.0	13.7	8.7	6.3	31.6	53.8	3.3	6.3	55.4	9.9	3.2
東京都	3,496	12,724	91.4	15.1	17.8	12.6	37.4	62.4	6.2	8.3	64.4	14.5	3.5
<b>神奈川県</b>	<b>5,273</b>	<b>8,344</b>	<b>89.2</b>	<b>15.2</b>	<b>12.3</b>	<b>7.8</b>	<b>34.4</b>	<b>58.8</b>	<b>4.8</b>	<b>7.9</b>	<b>59.5</b>	<b>12.1</b>	<b>3.2</b>
新潟県	3,606	1,955	84.0	13.7	12.5	4.5	26.6	49.1	2.9	5.1	48.2	8.0	2.7
富山県	3,584	922	82.6	14.0	13.1	5.8	30.9	48.0	4.2	4.6	44.3	8.6	2.2
石川県	3,365	997	86.2	12.7	13.4	5.6	30.5	50.1	4.2	5.2	51.0	8.5	2.8
福井県	3,538	677	85.2	12.4	13.8	4.8	31.3	50.8	4.6	5.0	49.3	8.8	3.1
山梨県	3,216	725	83.1	14.5	12.1	5.4	24.9	47.5	4.1	5.3	47.8	9.6	2.9
長野県	3,569	1,824	84.8	14.3	11.7	5.9	26.0	48.2	4.1	5.1	49.0	9.7	2.3
岐阜県	3,764	1,764	84.9	11.0	8.7	5.2	27.3	48.2	2.9	4.2	48.4	8.5	2.6
静岡県	3,822	3,241	85.1	13.1	10.5	5.1	27.5	50.0	3.8	4.5	50.1	9.7	3.0
愛知県	6,028	6,728	89.3	16.0	12.1	6.8	33.5	56.3	3.9	6.7	57.1	11.2	3.2
三重県	3,524	1,574	84.2	12.2	8.4	5.1	27.9	48.9	2.4	5.5	49.1	8.3	2.5
滋賀県	3,445	1,261	86.4	14.1	11.1	5.2	29.1	50.7	3.1	4.3	52.8	10.3	2.9
京都府	2,845	2,311	85.6	15.2	15.4	8.8	30.3	53.1	4.4	7.6	53.7	11.4	3.3
大阪府	4,520	7,913	86.7	14.7	11.7	8.2	33.5	54.0	3.8	7.7	54.2	10.0	3.4
兵庫県	4,512	4,871	85.4	13.9	12.4	6.4	27.6	51.2	4.5	5.9	52.7	10.1	2.6
奈良県	3,305	1,183	86.2	13.3	12.1	6.7	28.3	51.1	3.2	6.1	51.1	10.4	2.5
和歌山県	3,214	816	83.3	11.9	8.1	3.8	25.0	46.3	2.8	3.8	45.8	8.3	2.9
鳥取県	3,444	484	81.7	12.0	12.5	4.4	23.0	44.7	2.8	3.4	47.1	9.1	2.1
島根県	3,420	586	82.5	12.5	9.8	4.6	23.3	44.6	3.2	3.7	45.4	8.4	2.4
岡山県	3,284	1,666	85.0	12.4	11.2	4.3	23.9	48.8	3.6	4.1	51.2	9.2	2.2
広島県	3,406	2,474	85.1	22.9	11.4	5.5	29.9	49.9	3.8	5.3	51.3	9.0	3.4
山口県	3,146	1,177	83.9	12.4	8.7	3.7	22.7	46.4	2.6	3.4	47.6	9.0	2.4
徳島県	3,088	632	80.6	12.1	7.2	4.0	23.3	43.7	2.0	3.0	44.3	7.7	1.5
香川県	3,143	837	82.9	11.5	9.3	4.2	25.5	46.9	3.2	3.8	47.6	8.2	2.5
愛媛県	3,347	1,178	84.3	13.0	8.8	3.9	23.1	48.9	2.2	3.3	48.2	7.4	2.1
高知県	2,837	606	81.7	10.8	9.9	3.5	24.2	47.6	2.2	4.3	45.7	8.6	2.5
福岡県	4,383	4,509	85.8	17.4	11.1	7.1	31.1	52.8	3.5	6.1	52.5	8.6	3.5
佐賀県	3,427	703	82.1	13.6	10.3	5.4	25.7	45.0	3.7	4.4	46.8	7.8	2.8
長崎県	3,096	1,135	79.7	13.0	8.9	3.6	20.9	43.6	2.7	3.5	44.3	7.1	2.2
熊本県	3,420	1,511	84.1	15.3	9.6	5.4	29.6	47.8	2.9	5.1	48.3	8.5	2.0
大分県	3,100	979	82.3	17.1	12.8	5.4	25.2	45.2	3.6	4.4	47.5	6.7	2.9
宮崎県	3,084	928	81.6	13.7	9.7	4.2	20.8	44.3	3.9	3.9	47.1	8.5	2.7
鹿児島県	3,002	1,377	81.0	13.3	8.7	4.0	24.2	45.3	2.6	4.3	45.7	8.9	2.7
沖縄県	2,707	1,263	80.0	14.1	6.4	3.5	22.5	48.4	2.3	2.4	49.2	10.2	5.5

都道府県	コーラス・ 声楽	カラオケ	邦舞・おど り	洋舞・社交 ダンス	書道	華道	茶道	和裁・洋裁	編み物・手 芸	趣味として の料理・菓 子作り	園芸・庭い じり・ガー デニング	日曜大工	絵画・彫刻 の制作
全国	1.7	13.5	1.0	1.1	3.4	1.3	0.8	5.5	8.8	19.0	26.0	11.0	3.4
北海道	1.3	14.8	1.0	0.9	3.0	1.0	0.7	5.9	10.7	18.7	27.0	12.4	3.1
青森県	1.0	10.9	1.0	0.7	2.2	1.0	0.5	4.1	8.3	13.9	24.4	10.3	1.7
岩手県	2.1	11.2	1.1	0.7	3.2	1.4	0.9	5.7	10.5	17.5	28.8	12.9	2.6
宮城県	1.5	13.0	0.8	0.7	3.0	0.9	0.5	5.2	9.2	20.2	27.3	11.4	2.5
秋田県	1.3	11.8	1.0	0.6	2.7	1.5	0.9	5.8	9.6	17.5	26.9	12.7	2.1
山形県	1.8	12.5	0.8	0.8	3.5	1.9	1.0	5.7	9.3	17.1	29.1	11.3	2.6
福島県	1.5	11.1	1.0	0.9	2.5	1.1	0.7	4.3	8.2	16.0	27.6	11.4	2.3
茨城県	1.2	12.0	0.6	1.2	3.7	1.2	0.8	4.8	7.9	18.8	32.2	13.0	3.4
栃木県	1.3	12.6	0.6	1.1	2.7	0.9	0.5	4.7	7.4	16.7	29.4	11.1	2.9
群馬県	1.5	13.3	0.9	1.2	3.2	1.2	0.7	5.0	7.9	17.5	32.8	11.6	3.2
埼玉県	1.9	13.0	0.7	1.4	3.9	1.2	0.5	6.1	9.1	19.4	28.2	11.8	3.5
千葉県	1.5	12.5	1.1	1.1	2.8	0.9	0.6	6.2	9.2	19.3	26.0	10.5	3.4
東京都	2.1	16.1	1.5	1.7	3.0	1.0	0.8	5.9	8.4	21.9	22.3	9.6	4.5
<b>神奈川県</b>	<b>2.2</b>	<b>14.0</b>	<b>0.9</b>	<b>1.6</b>	<b>3.4</b>	<b>1.0</b>	<b>0.9</b>	<b>6.3</b>	<b>9.7</b>	<b>20.6</b>	<b>25.7</b>	<b>10.7</b>	<b>4.0</b>
新潟県	1.4	12.1	0.8	1.0	3.7	1.4	0.7	5.4	8.3	17.5	28.5	10.9	3.1
富山県	1.2	11.2	0.9	0.8	3.0	1.5	1.3	4.3	7.7	16.1	25.1	11.4	2.5
石川県	0.9	12.3	0.8	0.6	3.5	2.0	1.2	4.9	8.1	18.2	25.2	9.8	2.9
福井県	1.4	12.7	1.3	0.9	3.5	1.5	1.1	4.8	7.6	18.4	25.7	11.1	3.0
山梨県	1.6	12.3	0.9	0.8	3.9	1.4	0.8	4.9	9.1	18.8	29.6	11.5	3.9
長野県	2.1	14.0	0.8	1.0	3.7	2.0	0.7	5.3	8.9	20.1	32.3	12.2	3.1
岐阜県	1.6	11.8	0.8	0.9	3.9	1.7	1.1	4.9	7.8	17.8	27.6	12.2	2.9
静岡県	1.9	12.8	1.3	1.0	2.8	1.6	0.8	5.8	9.5	18.5	28.4	10.8	3.7
愛知県	1.6	14.9	1.0	1.1	4.1	1.3	0.9	6.2	8.8	20.1	26.4	10.9	3.5
三重県	1.5	12.5	1.2	1.0	3.8	1.4	1.1	5.3	8.5	18.4	28.4	12.1	3.0
滋賀県	1.5	14.1	0.9	0.9	3.8	1.8	0.9	5.5	9.2	20.1	27.8	13.6	3.9
京都府	1.7	13.4	0.9	1.3	3.5	1.7	1.2	6.1	9.3	19.5	24.8	10.6	4.4
大阪府	1.3	14.6	0.8	1.1	3.3	1.2	0.7	5.2	9.1	19.3	19.5	10.0	3.5
兵庫県	1.9	11.7	0.7	0.8	4.0	1.5	0.8	5.9	9.7	19.2	24.1	11.2	3.7
奈良県	1.8	12.9	0.8	0.9	3.9	1.9	1.3	5.4	9.1	18.6	28.4	10.9	3.8
和歌山県	1.1	13.0	0.8	1.2	3.6	1.8	1.0	5.2	7.6	16.2	28.6	12.0	3.0
鳥取県	1.5	12.3	1.2	1.2	3.3	1.5	1.1	4.9	8.3	18.6	26.0	10.0	3.1
島根県	1.5	12.5	1.0	0.6	2.9	2.1	1.2	4.4	8.7	16.7	28.9	11.8	2.7
岡山県	1.6	11.2	0.9	0.8	3.5	1.7	1.1	5.4	9.5	20.0	30.1	11.4	3.0
広島県	1.9	14.4	1.2	0.9	3.6	1.3	1.3	4.9	8.4	18.3	25.1	12.5	3.5
山口県	1.5	12.2	0.6	1.1	3.5	1.7	1.2	5.6	9.0	16.1	28.3	10.3	3.0
徳島県	1.1	9.8	0.8	0.5	3.2	1.5	0.9	5.2	8.3	17.2	27.6	10.7	2.5
香川県	1.7	13.7	1.2	0.8	4.2	1.8	1.0	4.9	7.9	17.5	27.4	9.9	3.3
愛媛県	1.4	14.0	0.7	0.7	2.8	1.3	0.7	4.1	7.9	17.1	28.7	10.9	2.3
高知県	0.9	12.0	1.3	0.7	2.9	1.1	0.6	4.9	8.1	15.6	26.0	10.3	2.4
福岡県	1.4	13.9	1.2	1.6	3.0	1.2	1.1	5.1	8.2	18.9	23.1	9.3	3.2
佐賀県	1.6	12.2	1.0	0.8	4.5	1.3	0.8	5.4	8.3	17.6	27.6	11.3	3.2
長崎県	1.7	12.0	1.2	0.9	3.8	1.1	0.7	5.0	7.5	15.7	26.1	10.5	2.5
熊本県	1.6	14.6	0.9	0.8	3.9	1.2	0.7	5.4	8.6	17.2	29.2	12.0	3.0
大分県	1.1	11.3	0.8	0.6	3.3	1.1	0.6	4.5	6.8	16.5	26.4	9.3	2.7
宮崎県	2.0	12.7	1.1	0.6	3.3	1.4	0.6	4.9	6.8	16.3	28.1	11.9	3.0
鹿児島県	1.6	15.0	1.5	1.0	4.0	1.3	0.5	5.3	8.7	17.9	28.9	12.5	2.6
沖縄県	1.1	13.4	1.1	0.9	3.9	0.7	0.5	4.2	6.7	16.1	20.2	12.1	2.7

都道府県	陶芸・工芸	写真の撮影・プリント	詩・和歌・俳句・小説などの創作	趣味としての読書（マンガを除く）	マンガを読む	囲碁	将棋	パチンコ	スマートフォン・家庭用ゲーム機などによるゲーム	遊園地、動物園、水族館などの見物	キャンプ	その他
全国	1.6	21.9	2.2	31.6	36.8	0.9	3.0	6.3	42.9	19.0	6.0	3.7
北海道	1.3	21.2	1.8	29.4	35.5	0.7	2.7	7.8	44.2	16.3	9.1	3.8
青森県	0.9	14.6	1.5	22.7	29.3	0.8	2.2	7.6	34.4	10.7	5.3	2.5
岩手県	1.6	18.2	1.6	25.3	31.3	0.9	2.2	8.0	36.9	8.2	3.7	2.8
宮城県	1.8	21.5	2.7	33.0	38.9	0.9	2.7	7.5	42.5	17.9	6.2	3.2
秋田県	1.1	15.9	1.2	24.6	29.9	0.5	1.4	6.7	33.7	14.6	4.0	3.1
山形県	1.9	17.8	1.9	25.2	32.7	0.6	2.2	6.9	35.8	12.6	5.9	2.9
福島県	1.4	17.0	2.1	25.2	34.3	0.8	2.6	7.0	37.4	13.0	4.7	2.9
茨城県	1.4	22.2	1.8	29.3	34.7	0.8	2.7	6.0	41.2	17.4	4.9	3.6
栃木県	1.7	19.3	1.6	25.8	33.0	0.6	2.6	6.2	40.5	18.5	5.2	3.2
群馬県	1.7	21.7	2.1	27.5	34.8	1.1	2.6	5.4	40.1	16.5	4.8	2.5
埼玉県	1.4	23.6	2.0	34.4	38.8	1.0	3.4	5.5	44.0	18.5	6.3	4.4
千葉県	1.4	22.4	2.4	33.7	36.8	1.0	2.9	5.2	43.7	19.1	5.8	3.6
東京都	2.1	27.2	3.5	43.4	43.2	1.1	3.6	4.4	48.3	23.7	6.7	5.0
<b>神奈川県</b>	<b>1.9</b>	<b>26.7</b>	<b>2.5</b>	<b>38.7</b>	<b>41.2</b>	<b>0.9</b>	<b>3.2</b>	<b>5.2</b>	<b>47.9</b>	<b>24.0</b>	<b>6.8</b>	<b>3.9</b>
新潟県	1.1	19.0	1.9	28.2	35.1	1.1	3.1	5.3	38.3	16.7	5.1	4.1
富山県	1.1	18.3	1.7	26.3	32.7	0.8	2.5	6.5	36.6	16.6	4.3	3.7
石川県	1.7	18.1	1.8	28.3	38.6	0.5	2.8	8.1	42.5	14.7	4.6	3.8
福井県	2.1	19.2	1.8	27.0	35.1	0.7	2.9	7.9	39.9	14.8	5.0	3.9
山梨県	1.6	19.2	2.8	28.3	32.1	1.0	3.3	5.9	36.8	14.7	6.0	3.0
長野県	1.7	19.8	2.6	30.3	34.6	1.1	2.4	5.8	36.9	13.4	5.8	3.3
岐阜県	1.4	18.5	2.0	25.1	33.9	0.8	2.0	7.8	41.8	15.5	5.4	3.6
静岡県	1.7	21.0	2.2	29.3	36.5	1.0	3.3	6.6	42.8	16.7	5.6	3.7
愛知県	2.0	23.8	1.6	31.0	40.2	1.0	3.4	7.9	48.4	25.5	8.9	4.2
三重県	1.7	20.0	1.6	26.8	34.6	0.7	3.3	7.9	41.1	15.0	4.7	3.6
滋賀県	2.1	21.8	2.1	29.1	37.1	0.4	3.0	5.7	43.9	16.9	7.3	3.7
京都府	2.0	23.5	3.1	33.4	37.2	1.0	3.2	4.7	43.2	23.9	5.8	3.3
大阪府	1.4	21.2	1.9	31.8	38.2	0.9	3.4	8.0	45.7	22.1	5.5	3.7
兵庫県	2.0	21.1	1.9	30.8	34.8	1.1	3.0	5.1	41.9	19.0	5.4	3.2
奈良県	1.8	21.4	2.0	31.3	32.9	1.0	2.8	4.6	42.4	18.0	5.7	3.4
和歌山県	1.7	17.8	1.7	23.9	30.9	0.8	2.3	7.4	37.7	16.3	5.2	3.3
鳥取県	1.0	17.7	1.9	27.1	30.8	1.0	3.1	6.8	34.2	10.5	4.2	3.3
島根県	1.7	17.1	2.0	27.1	32.3	1.0	3.3	7.6	35.6	12.2	3.6	2.8
岡山県	1.5	20.0	2.0	27.1	33.5	1.1	3.4	5.9	39.8	15.0	5.6	3.3
広島県	1.2	21.0	2.1	28.0	34.9	0.7	2.5	6.8	41.1	16.3	6.8	3.3
山口県	1.3	19.1	1.9	25.8	31.8	0.9	2.1	6.7	37.6	16.1	4.3	3.2
徳島県	0.9	16.0	1.6	24.4	32.1	0.7	3.3	5.3	37.3	12.2	4.1	2.9
香川県	1.1	18.0	2.0	27.0	33.6	1.0	3.8	6.5	39.6	17.6	4.7	2.8
愛媛県	1.0	18.9	2.4	26.3	34.4	0.6	2.6	6.8	39.4	13.2	3.8	2.8
高知県	1.3	16.9	1.6	24.4	32.5	1.0	2.8	7.7	37.2	18.1	6.5	2.9
福岡県	1.5	21.2	2.0	29.3	36.6	1.1	2.4	6.6	42.5	19.5	6.0	4.2
佐賀県	1.3	18.9	1.5	23.9	31.7	0.7	2.8	8.6	36.8	16.4	5.4	3.0
長崎県	1.2	16.6	1.5	24.1	29.7	1.3	3.0	7.3	34.9	13.0	3.3	2.7
熊本県	0.8	21.3	1.6	25.8	33.1	0.8	2.6	8.2	38.2	17.1	6.5	2.9
大分県	1.3	17.5	1.5	25.0	30.9	1.0	2.8	7.4	36.0	16.4	4.7	2.3
宮崎県	1.4	18.6	1.6	23.9	29.5	0.8	2.2	8.4	35.9	13.4	5.3	2.5
鹿児島県	1.8	19.6	1.9	26.4	31.7	0.7	2.7	8.6	35.2	16.0	6.6	2.4
沖縄県	0.8	15.9	1.3	23.9	33.0	0.8	2.1	3.6	36.5	13.7	4.1	2.1

※「社会教育調査」の中から関係データを整理・集計

令和3年 社会生活基本調査 調査対象 指定する調査区（全国で約7,600調査区）内にある世帯のうちから、無作為に選  
調査期日 定した約9万1千世帯の10歳以上の世帯員約19万人  
令和3年10月20日（5年ごと）  
調査方法 調査員による調査票の配布及び収集

○ 本県の「特定非営利活動促進法の施行状況」（令和5年12月31日現在）

1 現在の認証法人数とその認証年度別内訳（※解散・所轄庁変更があった法人は減算）

（令和5年12月31日現在）

現在の 認証法人数	認証した年度別の内訳							
	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
1,444 法人	1 件	22 件	36 件	41 件	63 件	64 件	65 件	94 件
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	98 件	63 件	58 件	63 件	66 件	83 件	72 件	66 件
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	R2年度	R3年度
	63 件	65 件	52 件	65 件	40 件	40 件	41 件	48 件
	R4年度	R5年度						
41 件	34 件							

2 現在の認証法人の活動分野（複数該当）

（令和5年7月31日現在）

①保健・医療・福祉	799 件	②社会教育	511 件
③まちづくり	414 件	④観光振興	53 件
⑤農山漁村・中山間	38 件	⑥学術・文化・芸術・スポーツ	413 件
⑦環境の保全	298 件	⑧災害救援	73 件
⑨地域安全	113 件	⑩人権・平和	150 件
⑪国際協力	184 件	⑫男女共同参画社会	61 件
⑬子どもの健全育成	614 件	⑭情報化社会	81 件
⑮科学技術の振興	48 件	⑯経済活動の活性化	149 件
⑰職業能力・雇用機会	226 件	⑱消費者の保護	47 件
⑲連絡・助言・援助	508 件	<b>【合計： 4,780 件】</b>	

※平成24年4月1日付け法改正により、県内3政令市分を除き、内閣府より移管された法人数を加算。

[ 政策局NPO協働推進課調査 ]



○ 2022 年度メセナ活動実態調査

表1 メセナ実施企業数

都道府県名	企業数(社)
東京都	135
大阪府	35
愛知県	18
京都府	13
神奈川県	10

表2 芸術文化支援のために重視した点 (251社)

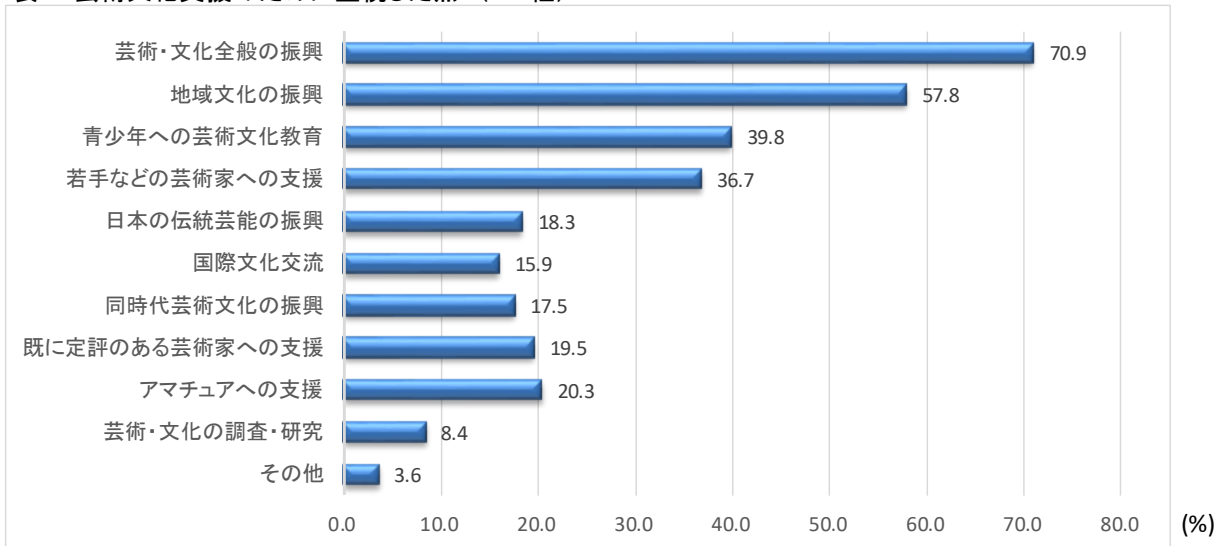


表3 芸術文化による社会課題解決のために重視した点 (131社)

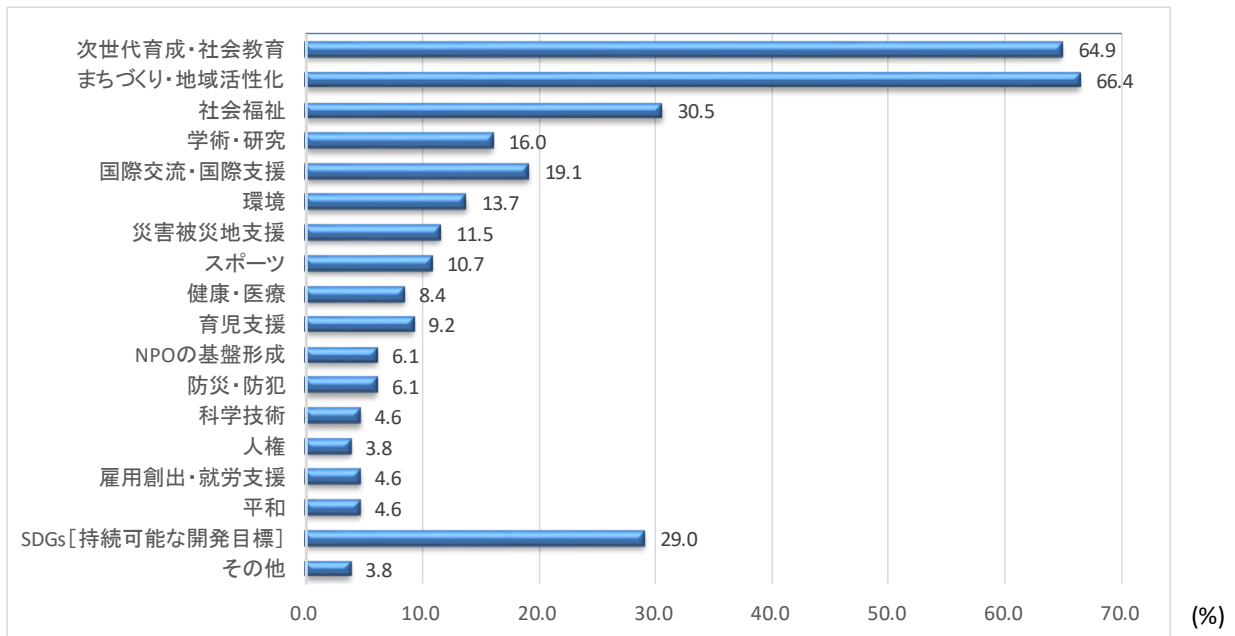
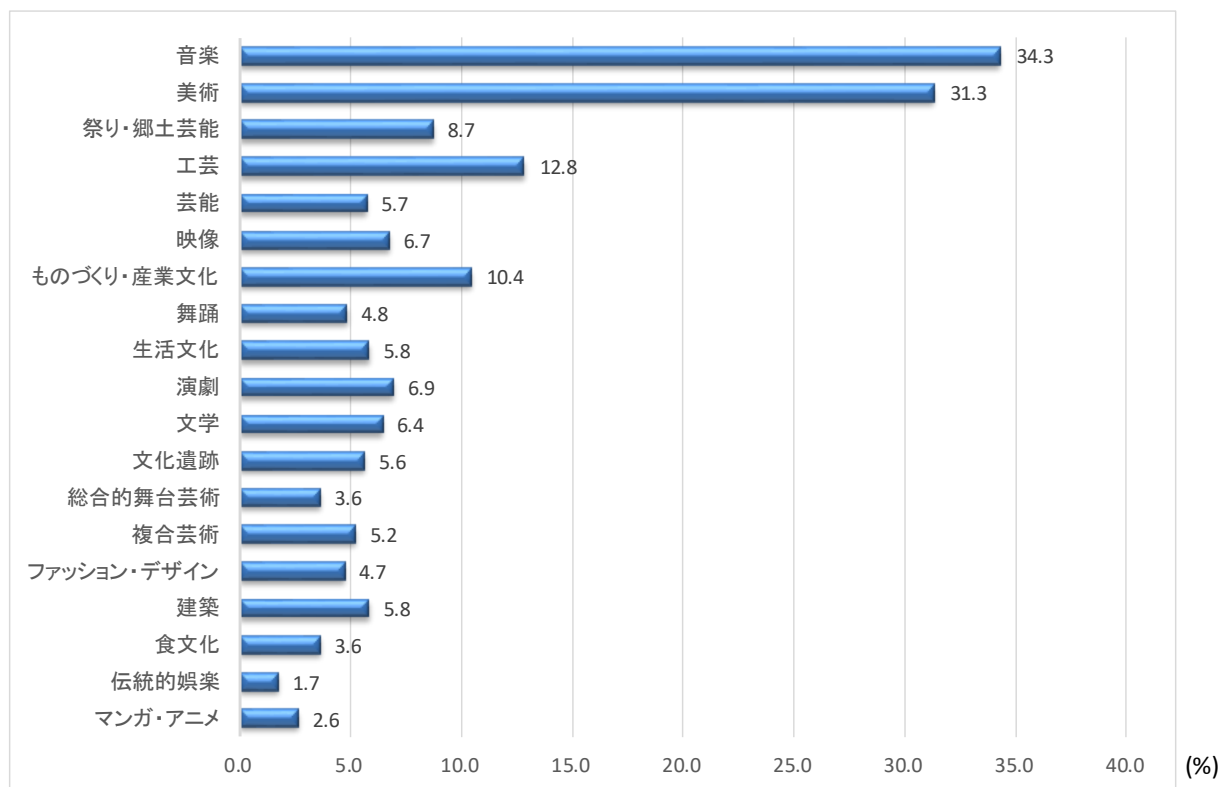


表4 活動分野（実施件数1,372件）

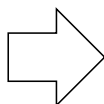


2022年度メセナ活動実態調査  
 調査対象 日本国内企業 2,082社  
 調査時期 2022年7月～9月  
 調査方法 郵送およびメセナ活動実態調査ウェブサイトシステム等によるアンケート調査  
 調査対象期間 2021年4月1日～2022年3月31日（2021年度）  
 回答企業数 517社

○ 「公共施設状況調査」市町村立公会堂・市民会館等の設置状況

平成28年度

項目 市町村名	公会堂・ 市民会館	公民館	図書館	博物館
横浜市	27	0	18	1
川崎市	8	13	12	1
相模原市	7	32	4	1
横須賀市	3	0	4	3
平塚市	1	26	4	2
鎌倉市	1	0	5	1
藤沢市	3	15	4	0
小田原市	1	0	2	1
茅ヶ崎市	2	5	2	1
逗子市	3	0	3	0
三浦市	1	2	3	0
秦野市	1	11	1	1
厚木市	1	16	1	1
大和市	1	5	1	0
伊勢原市	1	7	1	1
海老名市	2	0	2	0
座間市	1	3	1	0
南足柄市	1	1	1	0
綾瀬市	1	6	1	0
葉山町	1	0	1	1
寒川町	0	4	1	0
大磯町	1	0	2	2
二宮町	2	1	1	0
中井町	0	1	0	0
大井町	2	0	0	0
松田町	1	1	1	0
山北町	0	2	0	0
開成町	0	0	0	0
箱根町	0	4	0	1
真鶴町	0	1	1	0
湯河原町	10	0	1	1
愛川町	0	3	0	1
清川村	2	0	1	0
県計	85	159	79	20



令和3年度

項目 市町村名	公会堂・ 市民会館	公民館	図書館	博物館
横浜市	119	0	18	2
川崎市	11	13	12	1
相模原市	7	32	4	1
横須賀市	3	0	4	3
平塚市	1	26	4	2
鎌倉市	1	0	5	1
藤沢市	3	15	4	0
小田原市	1	0	2	1
茅ヶ崎市	2	5	2	2
逗子市	3	0	3	0
三浦市	1	2	3	0
秦野市	1	11	1	1
厚木市	1	16	1	1
大和市	1	5	3	0
伊勢原市	1	7	1	1
海老名市	2	0	2	0
座間市	1	3	1	0
南足柄市	1	1	1	0
綾瀬市	1	6	1	0
葉山町	1	0	1	1
寒川町	0	4	1	0
大磯町	1	0	2	2
二宮町	2	0	1	0
中井町	0	1	0	0
大井町	2	0	0	0
松田町	1	1	1	0
山北町	0	0	0	0
開成町	0	0	0	0
箱根町	0	4	0	1
真鶴町	0	1	1	0
湯河原町	10	0	1	1
愛川町	0	3	0	1
清川村	2	0	1	0
県計	180	156	81	22

公共施設状況調査

- 調査対象 ○「公会堂、市民会館」：公会堂及び市民会館等の名称により、住民の生活文化の向上を図ることを目的として設置された施設
- 「公民館」：社会教育法第21条の規定により設置している公民館
- 「図書館」：図書館法第2条の規定による図書館（分館を含む）
- 「博物館」：博物館法第2条の規定による博物館及び同法第29条の規定による博物館に相当する施設として指定された施設

調査期日 各年度3月31日現在

## ○ 令和4年度県民ニーズ調査「神奈川の文化芸術」の概要

### 1 調査目的

神奈川県では、県民の意識・価値観などの変化や多様化する生活ニーズを把握し、その結果を施策に反映するため、毎年度「県民ニーズ調査」として、県政全般についての「基本調査」と、特定のテーマについての「課題調査」を実施しています。

令和4年度の課題調査において、「神奈川の文化芸術」についての意識調査を行いました。

### 2 調査設計

- (1) 調査地域： 神奈川県全域
- (2) 調査対象： 県内在住の満18歳以上の方3,000人
- (3) 標本抽出方法： 住民基本台帳からの層化二段無作為抽出
- (4) 調査方法： 郵送による調査票の配布  
郵送回答とインターネット回答の併用
- (5) 調査期間： 令和4年9月9日～10月3日

### 3 回収結果

標本数	3,000件
有効回収数	1,407件
有効回収率	46.9%

### 4 回答者の居住地

	(%)
横浜	37.9
川崎	13.9
相模原	7.3
横須賀三浦	9.5
県央	10.1
湘南	15.3
県西	4.4

(無回答 1.6 )

問1 次にあげる文化芸術について、ホールなどの文化施設での公演や展覧会へ行ってみたいと思いますか。

(○はいくつでも) (n=1,407) (%)

1 伝統文化(民謡、三味線、歌舞伎、能など)	30.6	6 文学(詩、俳句、短歌、小説など)	7.6
2 演芸(落語、講談、漫才、浪曲など)	30.6	7 美術(絵画、彫刻、工芸、陶芸、写真など)	49.8
3 生活文化(生け花、盆栽、書道など)	18.6	8 映像作品(映画、アニメ、CGなど)	44.2
4 音楽(歌謡曲、ポップス、クラシックなど)	56.9	9 その他	0.9
5 演劇・舞踊(ミュージカル、バレエなど)	42.6	10 行ってみたいとは思わない	9.2
			(無回答 2.1)

問2 どのような文化施設に行ってみたいと思いますか。(○は3つまで) (n=1,407) (%)

1 魅力的な公演や展覧会が開催されている	57.0	6 周辺に商業施設や観光地がある	15.0
2 様々な文化にふれることができる	21.5	7 アクセスが容易である	55.9
3 入場料が安い	40.2	8 その他	0.6
4 設備が整っている※	24.4	9 行ってみたいとは思わない	5.1
5 遅い時間帯まで鑑賞できる	8.5		(無回答 5.8)

※設備が新しい、きれいであることのほか、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮されていることも含みます。

問3 どのような文化芸術活動を実践(鑑賞を除く)してみたいと思いますか。(○はいくつでも)

(n=1,407) (%)

1 伝統文化(民謡、三味線、歌舞伎、能など)	11.3	6 文学(詩、俳句、短歌、小説など)※	8.5
2 演芸(落語、講談、漫才、浪曲など)	8.0	7 美術(絵画、彫刻、工芸、陶芸、写真など)	40.2
3 生活文化(生け花、盆栽、書道など)	25.2	8 映像作品(映画、アニメ、CGなど)	15.8
4 音楽(歌謡曲、ポップス、クラシックなど)	28.5	9 その他	1.6
5 演劇・舞踊(ミュージカル、バレエなど)	11.2	10 してみたいとは思わない	23.7
			(無回答 2.9)

※自身で創作、発表することに限り、読書を含みません。

問4 文化芸術活動をする際に、どのような不満や不便を感じますか。(○は3つまで)

(n=1,407) (%)

1 練習や稽古をする適切な場所がない	14.4	7 受講料や参加費が高い	25.9
2 展示や発表をする適切な場所がない	3.6	8 活動をする時間がとれない	26.9
3 指導をしてくれる人が見つからない	9.0	9 その他	1.3
4 一緒に行く仲間が見つからない	14.9	10 特に不満や不便を感じることはない	7.3
5 活動に関する情報が少ない	16.8	11 そもそも文化芸術活動を行っていない	26.4
6 学ぶための教室や講習、プログラムが少ない	14.6		(無回答 5.5)

# ○ 文化芸術基本法

[平成十三年十二月七日号外法律第四百四十八号]

## 目次

前文
第一章 総則（第一条—第六条）
第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）
第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）
第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）
附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### （基本理念）

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

### （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

## 第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外



の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

#### 第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(文部科学省設置法の一部改正)

2 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二九年六月二三日法律第七三号〕

沿革

平成三〇年 六月一三日号外法律第四七号〔障害者による文化芸術活動の推進に関する法律附則二項による改正〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(文部科学省設置法等の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改める。

一 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)第二十一条第一項第五号

二 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成十六年法律第八十一号)第三条第三項

三 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律(平成十八年法律第九十七号)第二条第三項

四 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成二十四年法律第四十九号)前文第九項及び第一条

附 則〔平成三〇年六月八日法律第四二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則〔平成三〇年六月一三日法律第四七号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔令和元年六月七日法律第二六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

# ○ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

[平成三十年六月十三日号外法律第四十七号]

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 基本的施策（第九条—第十九条）
- 第四章 障害者文化芸術活動推進会議（第二十条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動（文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

#### （基本理念）

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。
  - 二 専門的な教育に基づかず人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。
  - 三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等（以下「障害者の作品等」という。）の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。
- 2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

#### （国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （財政上の措置等）

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### 第二章 基本計画等

#### （基本計画）

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針
  - 二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
  - 三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 基本計画に定める前項二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### （地方公共団体の計画）

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

### 第三章 基本的施策

(文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設（劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。）を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の創造の機会の拡大)

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し（障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。）の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の評価等)

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動を通じた交流の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

### 第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術振興基本法の一部を改正する法律の一部改正)

2 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

# ○ 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

[平成二十四年六月二十七日号外法律第四十九号]

## 目次

- 前文
- 第一章 総則（第一条—第九条）
- 第二章 基本的施策（第十条—第十六条）
- 附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらす、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆（きずな）を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、文化芸術基本法（平成十三年法律第四百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

### （劇場、音楽堂等の事業）

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

### （劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割）

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。

二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者（次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。）が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。

3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔平成二九年六月二三日法律第七三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

# ○ 劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針

[平成二十五年三月二十九日号外 文部科学省告示第六十号]

## 目次

### 前文

### 第1 定義

### 第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

- 1 運営方針の明確化に関する事項
  - 2 質の高い事業の実施に関する事項
  - 3 専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項
  - 4 普及啓発の実施に関する事項
  - 5 関係機関との連携・協力に関する事項
  - 6 国際交流に関する事項
  - 7 調査研究に関する事項
  - 8 経営の安定化に関する事項
  - 9 安全管理等に関する事項
  - 10 指定管理者制度の運用に関する事項
- ### 第3 国、地方公共団体の取組等に関する事項
- 1 国の取組に関する事項
  - 2 地方公共団体の取組に関する事項
  - 3 その他の関係機関の協力に関する事項

本指針は、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、設置者又は運営者が、実演芸術団体等、国及び地方公共団体並びに教育機関等と連携・協力しつつその設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業を進める際の目指すべき方向性を明らかにすることにより、劇場、音楽堂等の事業の活性化を図ろうとするものである。

劇場、音楽堂等は、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするものである。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、また、人々が集い、人々に感動と希望をもたらす、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じる心豊かな生活を実現するための場として、また、社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有する基盤として、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能や、国際化が進む中で国際文化交流の円滑化を図り国際社会の発展に寄与する「世界への窓」になる役割も期待されており、国民の生活においていわば公共財ともいふべき存在である。また、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、新たに創り続けていくことが求められる。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

本指針は、こうした諸課題を克服し、劇場、音楽堂等の事業の活性化を図ることを目的として、設置者又は運営者が取り組むべき事項を定めるものである。

なお、本指針は、劇場、音楽堂等をめぐり新たな課題等が生じた場合には、適時にこれを見直すこととする。

## 第1 定義

この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

## 第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

### 1 運営方針の明確化に関する事項

劇場、音楽堂等を設置する者（以下「設置者」という。）は、法前文に示された趣旨を踏まえつつ、劇場、音楽堂等の事業の実施を通じて、その設置する劇場、音楽堂等の設置目的を適切に実現することが求められる。このため、設置者は、その設置する劇場、音楽堂等の運営方針を長期的視点に立って明確に定め、同方針の内容に応じ、劇場、音楽堂等において実演芸術の公演又は発表を鑑賞する者、劇場、音楽堂等の事業に参加する者その他の劇場、音楽堂等を利用する者（以下「利用者」という。）、実演芸術団体等その他の国民又は住民（以下「利用者等」という。）に同方針を周知し、新たな課題等が生じた場合には、必要に応じ同方針を適切に見直すよう努めるものとする。なお、地方公共団体が設置する劇場、音楽堂等については、各地方公共団体が定めた文化芸術振興のための条例・計画等に則しつつ、同方針を定める必要がある。

### 2 質の高い事業の実施に関する事項

(1) 設置者又は劇場、音楽堂等を運営する者（以下「運営者」という。）は、法第3条に規定する劇場、音楽堂等の事業の全部又は一部について、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ、実施する事業を適切に決定するよう努めるものとする。また、実施することを決定したそれぞれの事業に

については、創造性及び企画性の高い事業、特色のある事業、利用者等のニーズ等に対応した事業その他の質の高い事業として実施するよう努めるものとする。

劇場、音楽堂等の事業の企画及び実施に当たっては、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア 実演芸術の公演を企画し、実施した実績が相当程度ある劇場、音楽堂等にあつては、創造性及び企画性がより高く、かつ、特色のある実演芸術の公演を実施し、その成果を広く国内外に発信すること。

イ ア以外の劇場、音楽堂等にあつては、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態や利用者等のニーズ等を勘案しつつ、創造性及び企画性を要する実演芸術の公演を試行するなどの姿勢が求められること。

ウ 実演芸術の公演を行う者の利用に供する事業の実施に当たっては、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえるとともに、利用者等のニーズ等を十分に勘案すること。

エ 年齢や障害の有無等にかかわらず、より多くの利用者が実演芸術の公演を鑑賞できるように、字幕を表示した公演を実施するなどの様々な工夫や配慮等を行うこと。

- (2) 設置者は、その設置する劇場、音楽堂等の事業について、適切な評価基準を設定し、毎年の利用状況等の短期的な視点のみならず実演芸術の水準の向上や地域の活性化への貢献などの長期的な視点も踏まえた評価を適切に実施するよう努めるものとする。さらに、設置者は、劇場、音楽堂等の事業の評価結果と当該劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針との整合性を検証し、評価結果を事業内容の見直しに適切に反映させるよう努めるものとする。評価の実施に当たっては、設置者は、利用者等の視点に配慮するとともに、定量的指標のみでは測り得ない実演芸術の定性的側面に十分に留意する必要がある。

### 3 専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項

- (1) 設置者又は運営者は、その設置する劇場、音楽堂等の運営を適切に行うため、当該劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ、実演芸術の公演等を企画制作する能力、舞台関係の施設・設備を運用する能力、組織・事業を管理運営する能力、実演芸術を創造する能力その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する人材（以下「専門的人材」という。）の養成を行うよう努めるものとする。このため、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、他の劇場、音楽堂等、実演芸術団体等及び大学等と連携・協力し、実践的な知識及び技術を習得するための研修その他の養成のための機会を設けるとともに、人材交流を行うよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、次の事項に留意する必要がある。

ア その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的を実現し、運営方針を踏まえた劇場、音楽堂等の事業を実施するために必要な専門的人材が配置されている施設にあつては、指導者の派遣、研究会の開催等により、自らの専門的知見を広く他の劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等に提供すること。

イ ア以外の劇場、音楽堂等にあつては、必要な専門的人材が配置されている劇場、音楽堂等との継続的な連携・協力関係を構築することにより、専門的助言を得られる体制を確保すること。

ウ その設置又は運営する劇場、音楽堂等と大学等との連携・協力が当たっては、実践的な知識及び技術の効果的な習得を重視すること。このため、劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等の専門的人材が劇場、音楽堂等の施設等も活用しつつ、大学等における授業を行うことなどの取組を行うこと。また、学生が劇場、音楽堂等において専門的な業務を体験する効果的なインターンシップの実施を検討するとともに、将来的には連携大学院制度等の活用等も検討すること。

- (2) 設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ、当該劇場、音楽堂等の事業の実施に求められる専門的人材の範囲の特定、確保の方法、職制等を明確にし、専門的人材を配置するとともに、各自の能力を十分に発揮し得る職場環境を確保するよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的を実現し、運営方針を踏まえた劇場、音楽堂等の事業を実施するために必要な専門的人材が配置されている施設にあつては、より質の高い事業を継続的に実施する観点から、年齢構成に配慮しつつ、分野ごとに必要な専門的人材を適正に配置すること。また、劇場、音楽堂等の事業を管理運営する能力を有する専門的人材を配置するに当たっては、質の高い事業を実施するため、各事業間相互の連携が図られるよう配慮すること。

イ ア以外の劇場、音楽堂等にあつては、必要な専門的人材が配置されている劇場、音楽堂等から必要に応じて専門的な助言・協力を得つつ、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業の実施に求められる専門的人材を配置する優先順位、配置方法等を検討するとともに、職制を整理し、専門的人材の効果的な配置及び充実に努めること。

- (3) 設置者又は運営者は、その設置する劇場、音楽堂等を適切に運営するため、関係機関と連携・協力しつつ、職員の資質の向上を図る研修等を行うよう努めるものとする。

### 4 普及啓発の実施に関する事項

- (1) 設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ、当該劇場、音楽堂等が実施する普及啓発のための事業について利用者等に周知し、関係事業を適切に実施するよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア 実演芸術の公演等の鑑賞機会の提供にとどまらず、利用者が参加する取組を行うこと。その際には、利用者の実演芸術に対する関心及び実演芸術に関する活動に取り組む意欲を引き出し高めるよう工夫すること。

イ 利用者等に対し、実演芸術に親しむ機会を広く提供するため、積極的に実演芸術の公演等の鑑賞機会を設けるとともに、教育機関、福祉施設、医療機関等の関係機関と連携・協力しつつ、年齢や障害の有無等にかかわらず利用者等の社会参加の機会を拡充する観点からの様々な取組を進めること。

- (2) 設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等を活用し、特に児童生徒等に対して質の高い



実演芸術に触れる機会を提供するよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア 地方公共団体その他の学校の設置者、教育機関及び実演芸術団体等との間に意見交換等の場を設けるなどして、地域全体で児童生徒等を対象とした質の高い実演芸術に触れる機会を充実する取組を行うこと。

イ 実演芸術団体等と連携・協力し、学校を訪問して実演芸術の公演を行うなどの取組を行うこと。

#### 5 関係機関との連携・協力に関する事項

設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業の活性化を図るため、他の劇場、音楽堂等、実演芸術団体等、教育機関等との連携・協力を積極的に進め、当該劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針との整合性に留意しつつ、長期にわたり相互に利点を享受できる効果的な連携・協力関係を構築するよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア 連携・協力する内容を当事者間であらかじめ十分に協議し、必要に応じ、合意した事項を協定等の形で文書化し、定期的に連携・協力する内容の見直しを行うこと。

イ 近隣に所在する機関同士の連携・協力にとどまらず、所在する地域にかかわらず目指す方向性の一致する機関の間でも連携・協力を行うこと。この場合において、特定の事業の領域において高い実績を有する劇場、音楽堂等にあつては、当該事業の領域における専門的知見を他の劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等に積極的に提供するなど、広域的に支援を行う役割を果たすことが望まれること。

ウ 利用者に対しより質の高い実演芸術の公演を鑑賞する機会を提供する観点から、他の劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等と連携・協力し、共同制作、巡回公演、技術提供その他の取組や情報交換を行うとともに、施設の効果的な活用等について検討すること。

エ 国立劇場及び新国立劇場にあつては、実演芸術に関する高度の専門的知見の提供など他の劇場、音楽堂等と積極的に連携・協力する方策について検討すること。他の劇場、音楽堂等にあつては、国立劇場及び新国立劇場が有する専門的知見の活用などの連携・協力について検討すること。

#### 6 国際交流に関する事項

設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的、運営方針、実態等を勘案しつつ、実演芸術に関する国際交流を推進するよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、次の事項に留意する必要がある。

ア その設置又は運営する劇場、音楽堂等の所在する地域に居住する外国人、訪日外国人旅行者等との交流を図る取組を行うこと。

イ 必要に応じ、海外の劇場、音楽堂等又は実演芸術団体等と連携・協力し、人的交流や情報交換を行うほか、一定期間地域に滞在し創造活動を行う芸術家の受入れ等を行うこと。

ウ 必要に応じ、海外の劇場、音楽堂等又は実演芸術団体等と連携・協力して、海外公演の実施、国内への公演の招致、国際共同制作等を行うこと。

#### 7 調査研究に関する事項

設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業の充実を図るため、実演芸術の動向、事業の効果、利用者等のニーズや評価等に関する調査研究機能の強化に努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア その設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業の実施等を通じて得た知見等を他の劇場、音楽堂等に積極的に提供したり、他の劇場、音楽堂等と共同して調査研究を行ったりするなど、他の機関との連携・協力を推進すること。

イ 必要に応じ、実演芸術に関する豊富な知見等を有する大学等、国立劇場、新国立劇場、実演芸術団体等その他の関係者との連携・協力を推進すること。

#### 8 経営の安定化に関する事項

(1) 設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業の実施に当たって、国民又は住民の実演芸術に対する関心を高め、利用者の拡大を図るための工夫を行うよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア 利用者等のニーズや評価等に関する調査研究の成果を、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業の実施に適切に活用すること。

イ その設置又は運営する劇場、音楽堂等の社会的意義及び事業内容について積極的に広報等を行うことにより、国民又は住民の実演芸術に関する理解の増進並びに当該劇場、音楽堂等及びその行う事業についての支持の拡大に努めること。

ウ 普及啓発のための事業を積極的に実施することにより、劇場、音楽堂等において実演芸術の公演又は発表を鑑賞する者の育成を図ること。

エ 観光、社会福祉等の分野の機関との連携・協力を図り、より多様で効果的な劇場、音楽堂等の活用を図ること。

(2) 設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の経営の安定化を図るため、当該劇場、音楽堂等の事業の質を維持することを前提に、多様な財源を確保するよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア 公的助成事業若しくは民間助成事業による助成金又は政策金融機関若しくは民間金融機関による融資等を活用すること。

- イ 法人及び個人からの寄附金の活用を図ること。
  - ウ 賛助会員の制度等の構築及び運用を図ること。
  - (3) 設置者又は運営者は、利用者等から日常的に寄せられる要望等に対応するための体制を整えるとともに、要望等の内容を積極的に把握・分析し、適切な対応策を講じるよう努めるものとする。
- 9 安全管理等に関する事項
- (1) 設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等が安全かつ快適な施設として維持管理されるよう、施設・設備の定期的な保守点検等を適切に行うよう努めるものとする。特に、経年劣化した施設・設備の改修等については、設置者において計画を立て着実に実施するとともに、設置者と運営者との間で、それぞれの責任を明確にし、適切な分担を図るよう努めるものとする。
  - (2) 設置者又は運営者は、質の高い事業の実施と施設・設備の安全管理との両立を図る観点から、事業を安全に実施し得る環境を確保するための安全管理に係る規程を整備し、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の職員に徹底するとともに、施設・設備の安全管理を適切に行い得る体制の整備に努めるものとする。この場合において、設置者又は運営者は、実演芸術の公演等の企画制作や舞台関係の施設・設備の運用を行う団体、実演芸術団体等、劇場、音楽堂等の関係団体が連携・協力して作成する劇場、音楽堂等の安全管理に関する基準等を参考とすることも考えられる。
  - (3) 設置者又は運営者は、避難、救助その他の災害応急対策及び災害復旧等の非常時における対応についてあらかじめ検討し、必要な対策を講じるよう努めるものとする。  
この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。  
ア 非常時においても劇場、音楽堂等の業務を適切に執行することができるよう、優先業務を選定するとともに、事業継続体制や他の劇場、音楽堂等との連携・協力体制等を整えること。  
イ 災害時において一時的に被災者を受け入れることにも配慮すること。
- 10 指定管理者制度の運用に関する事項
- 指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設である公の施設の管理運営について、民間事業者等有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、それぞれの施設の設置目的を効果的に達成するため、設けられたものである。
- 指定管理者制度により劇場、音楽堂等の管理運営を行う場合には、設置者は、創造性及び企画性が劇場、音楽堂等の事業の質に直結するという施設の特性に基づき、事業内容の充実、専門的人材の養成・確保、事業の継続性等の重要性を踏まえつつ、同制度の趣旨を適切に生かし得る方策を検討するよう努めるものとする。
- この場合において、設置者は、その設置する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。
- ア 劇場、音楽堂等の機能を十分発揮するため、質の高い事業を実施することができる専門的な知識及び技術を有する指定管理者を選定すること。このため、指定管理者を公募により選定する場合には、適切な者を選定できるよう、選考基準や選考方法を十分に工夫すること。
  - イ 優れた実演芸術の公演等の制作、有能な専門的人材の養成・確保等には一定期間を要するという劇場、音楽堂等の特性を踏まえ、適切な指定管理期間を定めること。
  - ウ 指定管理者が実演芸術の公演を企画し、実施する場合には、これを円滑に実施できるようその実施方法等を協定等に適切に位置付けるなど配慮すること。
  - エ 指定管理者が劇場、音楽堂等の事業を円滑に行うことができるよう、指定管理者との間で十分な意思疎通を図ること。

### 第3 国、地方公共団体の取組等に関する事項

#### 1 国の取組に関する事項

- 国は、法前文の趣旨を踏まえるとともに、法第1条に規定された目的を達成するため、法各条の規定に基づき、次の事項について適切な対応を行うものとする。
- ア 劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、実施する役割を果たすよう努めること。
  - イ 設置者又は運営者、実演芸術団体等その他の関係者及び地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めること。
  - ウ 必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めること。
  - エ 国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずること。
    - (ア) 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。
    - (イ) 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。
  - オ エのほか、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うための必要な知識又は技術等の提供に努めること。
  - カ 外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずること。
  - キ 国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、2エに基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずること。
  - ク 制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的人材を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及

- び協力の促進，研修の実施その他の必要な施策を講ずること。
- ケ 劇場，音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため，教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずること。
- コ 法に基づく施策を実施するに当たっては，国民の理解を得るよう努めること。
- サ 学校教育において，実演芸術を鑑賞し，又はこれに参加することができるよう，これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずること。
- 2 地方公共団体の取組に関する事項
- 地方公共団体は，法前文の趣旨を踏まえるとともに，法第1条に規定された目的を達成するため，法各条の規定に基づき，次の事項について適切な対応を行うものとする。
- ア 自主的かつ主体的に，その地域の特性に応じた施策を策定し，及び当該地方公共団体の区域内の劇場，音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めること。
- イ 設置者又は運営者，実演芸術団体等その他の関係者及び国と相互に連携を図りながら協力するよう努めること。
- ウ 必要な助言，情報の提供，財政上，金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めること。
- エ 地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため，劇場，音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずること。
- オ 制作者，技術者，経営者，実演家その他の劇場，音楽堂等の事業を行うために必要な専門的人材を養成し，及び確保するとともに，劇場，音楽堂等の職員の資質の向上を図るため，劇場，音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進，研修の実施その他の必要な施策を講ずること。
- カ 劇場，音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため，教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずること。
- キ 法に基づく施策を実施するに当たっては，国民の理解を得るよう努めること。
- ク 学校教育において，実演芸術を鑑賞し，又はこれに参加することができるよう，これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずること。
- 3 その他の関係機関の協力に関する事項
- 法前文の趣旨を踏まえるとともに，法第1条に規定された目的を達成するため，本指針に定める事項を設置者又は運営者，国及び地方公共団体が実施するに当たっては，実演芸術団体等，教育機関等は積極的に協力することが求められる。

## ○ 神奈川県文化芸術振興条例

平成20年神奈川県条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術が人間に生きる喜びを与え、人間相互の連帯感を生み出し、及び共に生きる社会の基盤を形成するものであることにかんがみ、文化芸術の振興について、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民の文化芸術に関する活動の充実及び文化資源を活用した地域づくりの推進を図り、もって真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな県民生活の実現及び個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、県民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の担い手は県民であるとの認識の下に、県民の自主性及び創造性が尊重されなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の多様性が尊重されるとともに、地域において多様な文化芸術の共存が図られるよう配慮されなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する創造的活動(以下「創造的活動」という。)が、県民生活に潤いを与えるとともに、地域の活性化に資するものであることにかんがみ、創造的活動が推進されるよう、環境の整備が図られなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、地域の伝統的な文化芸術が、県民共通の貴重な財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術が、人と人との間、地域間及び国内外の相互理解を深める上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、文化芸術を介した交流及び文化芸術に関する情報の発信が積極的に推進されなければならない。
- 7 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、地域における文化芸術の振興に関して、市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市町村との連携に努めるものとする。
- 3 県は、市町村が行う文化芸術の振興に関する施策に必要な支援を行うとともに、市町村相互の連携の確保に努めるものとする。
- 4 県は、県民、芸術家、文化芸術を支える活動を行う者(文化芸術に関する企画、制作、研究、普及等を行う者、劇場、音楽堂、美術館、博物館、図書館その他の施設(以下「文化施設」という。)の管理及び運営を行う者等をいう。以下同じ。)、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、学校、事業者その他の関係機関等と連携し、及び協働することにより、文化芸術の振興に関する施策の効果的な推進に努めるものとする。

(文化芸術振興計画の策定)

第4条 知事は、文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な計画(以下「文化芸術振興計画」という。)を定めなければならない。

- 2 文化芸術振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 文化芸術の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
  - (2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、文化芸術振興計画を定めるに当たっては、神奈川県文化芸術振興審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、文化芸術振興計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、文化芸術振興計画の変更について準用する。

(文化芸術の振興)

第5条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術(映画、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術等をいう。)その他の芸術及び芸能の振興を図るため、これらの公演、展示、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、茶道、華道、書道その他の生活に係る文化の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、先人から受け継がれてきた伝統的な芸能、地域の自然、歴史及び風土によりはぐくまれてきた有形及び無形の文化財その他の伝統的な文化芸術が、将来にわたって適切に保存され、継承され、又は活用されるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(県民の文化芸術活動の充実)

第6条 県は、県民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるため、普及啓発その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県民が文化芸術を鑑賞する機会の充実を図るとともに、県民自らが文化芸術活動を行うための機会及び情報の提供に努めるものとする。

(芸術家等の育成等に関する支援等)

第7条 県は、芸術家及び文化芸術を支える活動を行う者(以下「芸術家等」という。)による創造的活動等が潤いのある県民生活の実現に欠くことのできないものであることにかんがみ、芸術家等の育成、創作のための環境の整備、創造的活動の成果を発表する機会の確保に関する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術団体の育成等)

第8条 県は、文化芸術団体が文化芸術の振興に果たす役割の重要性にかんがみ、文化芸術団体の育成、文化芸術団体への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子どもの文化芸術活動の充実)

第9条 県は、次代の社会を担う子どもが、豊かな人間性及び創造性をはぐくむことができるよう、優れた文化芸術を体験し、及びこれを創造する機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第10条 県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第11条 県は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者が文化芸術に親しみ、自主的に文化芸術活動を楽しむための環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術に関する交流の推進)

第12条 県は、文化芸術に関する地域間の交流及び国際交流の推進に努めるものとする。

(創造的活動等の推進)

第13条 県は、地域の魅力を高め、県民生活に潤いをもたらす創造的活動及びこれを国内外に発信する活動が推進されるための環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化資源の活用)

第14条 県は、地域における文化資源(多様な分野において活用される文化的な価値を有する資源をいう。)を活用した観光の振興その他の地域の活性化を図るため、当該文化資源に関する情報の収集及び発信その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(景観の形成)

第15条 県は、美しく風格のある景観が文化の基盤をなすことにかんがみ、良好な自然景観及び歴史的景観並びに調和のとれた都市景観の形成に努めるものとする。

(文化施設の充実等)

第16条 県は、県民の文化芸術活動の場の充実を図るため、文化施設の充実及び学校施設その他公共的施設の活用が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、自らの設置等に係る文化施設を地域の文化芸術活動の拠点とし、当該文化施設の文化芸術の鑑賞、活動及び交流の場としての機能の充実を図るとともに、その特色を生かした文化芸術に関する人材の育成、教育、普及啓発等を積極的に推進するよう努めるものとする。

3 県は、自らの設置等に係る文化施設の機能を最大限に発揮させるため、当該文化施設の運営についての適切な検証の実施の確保に努めるものとする。

(情報通信技術の活用)

第17条 県は、文化芸術に関する情報の収集及び発信、作品等の記録及び保存等に当たり、情報通信技術の活用を努めるものとする。

(文化芸術活動に対する支援の促進)

第18条 県は、文化芸術活動に対する個人、事業者等からの寄附その他の支援が活発に行われるよう、当該支援に関する普及啓発、情報提供等に努めるものとする。

(顕彰)

第19条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、文化芸術の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県情報公開運営審議会の項の次に次のように加える。

神奈川県文化芸術 振興審議会	文化芸術の振興に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内
-------------------	--	-------

(検討)

3 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## ○ 神奈川県文化芸術振興審議会規則

平成20年神奈川県規則第65号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）により設置された神奈川県文化芸術振興審議会の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 神奈川県文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）は、文化芸術の振興に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(委員)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、文化芸術活動に携わる者及び文化芸術の振興に関する事項について学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部務を掌理し、部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、「出席委員」とあるのは「出席した部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第7条 専門的事項について調査審議する必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、文化芸術活動又は文化芸術の振興に関する事項について専門的知識を有する者のうちから知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門的事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 専門委員は、審議会又は部会の会議において議決に加わることができない。

(委員でない者の出席)

第8条 審議会又は部会は、必要があるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、県職員その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、国際文化観光局文化課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月30日規則第16号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(様式の作成に係る経過措置)

70 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成25年3月29日規則第42号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第23号抄)

(施行期日)

1 この規則中第1条及び次項から附則第37項までの規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から施行する。



○ 神奈川県文化芸術振興審議会委員・専門委員名簿（令和6年3月現在）

[委員]

委員 (◎会長、 ○副会長)	所属・職等	団体 助成部会 (◎部会長)
○石田 麻子	昭和音楽大学 教授	○
◎伊藤 裕夫	日本文化政策学会 顧問	
井上 学	神奈川県演劇連盟 顧問	
内田奈津子	公募委員	
大下 等	大和市 文化スポーツ部長	
兼子 朋也	関東学院大学 准教授	○
桐生 勇	神奈川新聞社 文化部長	◎
杉山 範雄	神奈川県合唱連盟 副理事長	
関口 雅志	公募委員	
塚田 美紀	世田谷美術館 学芸員	
中村 美帆	青山学院大学 准教授	
蜂飼 耳	詩人・作家、立教大学 教授	
久野 敦子	公益財団法人セゾン文化財団 常務理事	
平野 昭	静岡文化芸術大学 名誉教授	
平本 元一	神奈川県民俗芸能保存協会 事務局長	
山田 健太	専修大学 教授	

[専門委員]

氏名	所属・職等
山本 浩	ミューザ川崎シンフォニーホール 公益財団法人川崎市文化財団 部長
伊藤由貴子	公益財団法人神奈川芸術文化財団 音楽事業部長兼神奈川県立音楽堂館長

○ 神奈川県文化芸術振興審議会 審議経過

**【神奈川県文化芸術振興審議会】**

第33回（令和5年5月25日）

- かながわ文化芸術振興計画の改定について諮問
- かながわ文化芸術振興計画の改定骨子案について

第34回（令和5年8月29日）

- 「かながわ文化芸術振興計画」の改定素案について

第35回（令和6年1月31日）

- かながわ文化芸術振興計画改定案について
- 神奈川県文化芸術振興審議会答申案について→答申

## ○ 前期計画期間における重点施策の取組状況に対する評価（神奈川県文化芸術振興審議会意見）

### ・はじめに

現行計画期間においては、新型コロナウイルス感染症により、文化芸術分野では多くのイベントが中止又は延期となり、大きな影響を受けた。県の取組においても、当初の予定どおりに取り組むことができなかった事業が多く、文化芸術振興への取組の成果について、一概に評価するのは困難である。しかし、その中で取り組んだ各重点施策の状況については次のとおり。

### ・重点施策1について

県内の人口減少や高齢化により、地域の伝統的な文化芸術の担い手のさらなる不足が懸念される状況に対し、伝統的な文化芸術が将来にわたって地域社会の中で確実に引き継がれていくよう、公演の実施やワークショップの開催など、伝統的な文化芸術の鑑賞や参加の機会を提供することで、県民の理解・認識を深めることに取り組んでいる。

引き続き、県民のこのような取組を継続していくとともに、県内各地で事業を行い、県全体の伝統的な文化芸術に対する機運を醸成していくことが望まれる。

### ・重点施策2について

調和のとれた人格形成を促すための子どもを対象とした取組のほか、人生100歳時代等を見据えて高齢者・障がい者などあらゆる人の文化芸術の充実を重点施策の対象に加え、幅広い人々に対して施策を展開することができた。

今後は、豊かな感性や創造力、コミュニケーション能力などをはぐくむとともに、文化芸術に関わる人材育成に取り組む視点や、共生社会の実現などを文化芸術の面から後押しする視点から、それぞれの事業の対象に合わせて取組を推進していくことが必要である。

### ・重点施策3について

新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の移動が制限されたことから、文化芸術に関する国際交流も停滞した中で、オンラインの活用など代替的な手段等により取組を継続させてきた姿勢は評価できると考える。

今後は、これまでに構築した三県省道やベトナム等とのネットワークを活用し、文化芸術の国際交流の活性化に向けた再始動に取り組んでいくことが必要である。また、神奈川県には多くの外国籍県民が居住しており、多文化理解の推進のために、より一層の文化交流が望まれる。

### ・重点施策4について

東京2020大会公式文化プログラムである「東京2020NIPPON フェスティバル」のうち、東京2020組織委員会による主催プログラムに、地方公共団体で唯一企画し、「共生社会の実現に向けて」をテーマに、神奈川県文化芸術の魅力を国内外に向け発信したことで、共生社会の理念の浸透に一定の効果があったと

考えられる。

東京 2020 大会の機会を捉え、官民一体となってオール神奈川で進めてきた文化芸術振興の取組をレガシーとして継承し、誰もが文化芸術活動に参加し楽しめるよう文化芸術活動の裾野を広げる取組が望まれる。

#### ・重点施策 5 について

安全性の確保や利便性の向上に向けて、県立文化施設の改修工事等を行ったほか人材育成の取組の成果を上げてきた。

また、文化芸術ポータルサイトを運営することで県内の文化芸術の魅力を発信し、多くの方が閲覧するなど、環境整備をさらに進めたと考える。

今後は、文化芸術の振興に向けた環境整備として、上述の取組に加え、文化芸術活動を行う団体などへの支援を強化することが望まれる。

#### ・まとめ

コロナ禍にあっても、様々な工夫をしながら、文化芸術の灯を絶やすことなく、今日まで続けられていることについては、評価できると考える。

今後は、コロナ禍を経て改めて再認識された文化芸術の本質的価値が広く享受され、これまでに停滞した分の動きを取り戻すためにも、文化芸術活動の再始動を促進させる支援や、次世代の文化芸術を担う子どもや若者への取組、地域の活性化につながるような文化芸術の可能性を活かした取組などが求められる。

また、共生社会の実現などに文化芸術の面からも寄与し、社会的課題にも貢献できるような視点で取り組んでいくことが必要。

○ 計画改定に係る諮問

文化 第1178号  
令和5年5月25日

神奈川県文化芸術振興審議会 会長 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治

かながわ文化芸術振興計画の改定について（諮問）

文化芸術振興計画  
の改定について、神奈川県文化芸術振興条例第4条第5項の規定に基づき諮問  
します。

諮問趣旨書

県では、真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな県民生活の実現及び個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展に寄与することを目的として、平成20年7月に神奈川県文化芸術振興条例を制定しました。

そして、この条例に基づき、文化芸術の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向その他文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成21年3月にかながわ文化芸術振興計画を策定し、平成25年度及び平成30年度に改定をいたしました。

本計画は、計画期間が令和元年度から令和5年度までの5年間となっていることから、令和5年度中に計画の改定を行うこととしています。つきましては、本県の文化芸術振興の方向性を示すものとなる本計画の改定について、専門的な立場からの御意見をいただきたく、諮問します。

○ 神奈川県文化芸術振興審議会答申

調整中

○ 県民参加の概要

調整中